

令和3年余市町議会第3回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 2時32分

○招 集 年 月 日

令和3年9月13日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和3年9月14日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長 3番 中井寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋美奈子
余市町議会議員 1番 野呂栄二
" 2番 吉田豊
" 4番 藤野博三
" 5番 内海博一
" 6番 庄巖龍
" 8番 白川栄美子
" 9番 寺田進
" 10番 彫谷吉英
" 11番 茅根英昭
" 12番 近藤徹哉
" 13番 安久莊一郎
" 14番 大物翔
" 15番 中谷栄利
" 16番 山本正行
" 18番 岸本好且

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
財 政 課 長 高 橋 伸 明
民 生 部 長 上 村 友 成
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
ま ち づ くり 計 画 課 長 庄 木 淳 一
教 育 部 長 中 村 利 美
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹

○事務局職員出席者

事 務 局 長 羽 生 満 広
主 幹 枝 村 潤
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

第 1 一般質問

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和3年余市町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位5番、議席番号17番、土屋議員の発言を許します。

○17番（土屋美奈子君） 令和3年第3回定例会におきまして、一般質問1件をご質問をいたします。答弁のほどよろしくお願いをいたします。

地域公共交通について。少子高齢化や人口減少が進展する中であって、交通弱者や公共交通空白地への対応は全国的な課題となってきました。同時に公共交通を担う事業者を取り巻く環境も年々厳しさを増す中であって、さらにコロナ感染症拡大によって大きな打撃を受けているところです。昨年10月、地域公共交通総合研究所が行ったアンケート調査の中で、コロナ禍が続いた場合どのくらい経営を維持できるかという問いに対し1年以内と答えた事業者が50%ほど、2年以内では80%以上との結果を公表し、各報道機関が伝えて、大きな反響を呼んだところです。本町では昨年2月、余市町地域公共交通網形成計画を策定し、5年間の期間で町内公共交通のネットワークを構築するべく政策を進めておりますが、状況によっては計画に影響するのではと危惧するところです。こういった情勢も踏まえ、以下質問をいたします。

余市町地域公共交通網形成計画は5年間となっておりますが、感染症拡大などにより策定時とは様相が変わってきているのではないかと考えます。持続可能な町内公共交通ネットワークの構築が急がれるのではないかと考えますが、見解を伺います。

住民意識としてのモビリティーマネジメントが

うたわれておりますが、本町に適したモビリティーマネジメントとはどういったものか。加えて、計画にある高齢者向けと小中学生向けのモビリティーマネジメントの実施状況をお聞かせください。

JR余市駅周辺の交通結節点機能の強化について進捗状況をお聞かせください。

バス待ち協力施設の確保についての状況をお聞かせください。

以上、よろしくお願いをいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁します。

1点目の新型コロナウイルス感染症による町内の公共交通への影響につきましては、各交通事業者が大きな打撃を受けていると認識しており、本町としても感染対策及び感染症収束後において各交通手段が維持されるよう交通事業者に支援を行っているところであります。また、余市町地域公共交通網形成計画につきましては、本年度の主要施策の一つであります（仮称）余市循環線の実証運行を実施いたしますが、今後計画に位置づけられた各施策の実施に当たっては適宜コロナ禍やアフターコロナにおける生活様式の変化等に注目しながら取り進めていきます。

2点目のモビリティーマネジメントについてですが、余市町地域公共交通網形成計画で位置づけているコンセプトが地域が支え育む持続可能な町内公共交通ネットワークの構築であり、その達成のためにも公共交通に関する住民理解の促進が必要と考えております。まずは公共交通を身近に感じてもらい、利用しやすい環境を整える一方、利用する方が少なくなると維持が困難になることを理解してもらい、まさしく計画のサブテーマであるみんなで使って残す、地域を支える、地域が育む公共交通であってほしいと考えております。高齢者向けのモビリティーマネジメントとしては、このたび町広報に折り込みました（仮称）余市循

環線の実証運行のチラシにバスの乗り方や町内公共交通の利用促進を掲載したところであります。また、小中学生向けのモビリティーマネジメントについては教材等を作成し、公共交通を理解してもらう取組を進めています。

3点目のJR余市駅周辺の交通結節点機能の強化についてですが、現在本町を通る鉄道や路線バスの全てが余市駅周辺を通ることから、この地点を結節点として各施策を展開してまいります。

4点目のバス待ち協力施設についてですが、(仮称)余市循環線の実証運行後各停留所近くの施設に協力を仰ぎたいと考えております。

○17番(土屋美奈子君) 再質問させていただきます。

答弁いただきました。コロナ禍で大きな打撃を受けていると、そういったところはしっかりと受け止めているという答弁でありました。この地域公共交通網形成計画ですけれども、国のほうの計画というのは多分交通政策基本計画、平成25年に施行された法律、これに基づいて、交通政策基本法に基づいて、第1弾目は平成27年から令和2年度末まで、これに基づいて本町もつくったのではないかなというふうに思っています。背景には多くの問題が絡んでいて、少子化であるとか少子高齢化であるとか人口減少、これに伴った交通事業所の経営悪化、また昨今頻発している、高齢者が多いのですけれども、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故だとか、また道路の逆走だとか、こういった事故の多くを高齢者が起こしてしまっていると。それで、免許返納を促しているのだけれども、免許がなくなるとその地域で生活していくのが難しいという実態があって、なかなか進まない、こういった問題を解決しようというのがあるのだと思います。そのほかに違う視点として地球温暖化、2050年までのカーボンニュートラルとか、そういった問題、自動車でなく公共交通を使うことによって排気ガス、二酸化炭素なんかを抑

えていこうという、そういった総合的な、うちの計画もそこら辺を捉えてつくっておられるのだろうというふうに思います。もし違ったら、違うというふうに後で言ってください。

まずは、交通事業者の問題について質問していきます。国の計画が策定された平成27年の時点、この時点でもう既に地方の公共交通の事業者、ここが人口が減ってきているとか、そういった問題によって特に地方においては経営悪化、ここが問題視をされていまして。そして、不採算路線だとか、そういった収支が取れない、民間の会社ですから、事業者ですから、撤退とか減便、そういったことが起きていたと。このままでは何とかしなければいけないねということになって、こういう計画を各自治体につくってくださいと。そういった仕組みをつくり上げていきたいと思いますというところでスタートしたのだと思っています。しかしながら、この時点で、平成27年の時点で全国の7割を超える一般のバスの事業者なんかは赤字であったと。地域の鉄道事業者なんかは赤字であったと。そして、ここに感染症というものが、この平成27年では想定していなかったのだけれども、起きて、そして行動の自粛だとか、そういったものが大打撃を与えたという部分があります。この部分が、この計画は昨年から5年間となっていますけれども、これで5年間もつのかどうなのか、もう少し前倒ししてできるものはないのか検討する余地があるのではないのかなというふうに考えますが、まずは見解をお願いします。

○町長(齊藤啓輔君) 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

コロナ禍によって状況は変わったけれども、交通網計画、どうなのかということでございますけれども、本年度の主要施策としては、先ほども答弁したとおり、余市循環線の実証運行が始まるわけです。これを見つつ各施策を行っていくということなのですけれども、もちろん交通事業者、様

々な悪影響が及んでいて、維持が困難になっているということもあります。他方で、公共交通の維持は必要なわけですから、余市循環線は利便性の高いルートに担当としても様々な工夫を凝らして設定しているので、この状況見つつ、コロナ禍やアフターコロナの生活様式も念頭に置きつつ取り進めていくということでもあります。

○17番（土屋美奈子君） 本年度始まる循環線の状況見つつという答弁でございました。状況を見つつ、その状況によっては少し計画を早めるというか、見直すというか、そういったこともあるのかということでお聞きをしたいのですけれども、今年の5月28日に国の計画のほうの第2弾というのが閣議決定をされました。そして、もともとは幹の部分というか、本体は、土台はそんなに変わっていないのですけれども、この新しい計画の中で盛り込まれたのが人口減少はもちろん、コロナ禍で経営が悪化した、この交通事業者などに対する課題を乗り越える、そのための基本方針、そして数値目標、そういったものが入ったのです。国の最初のやつが令和2年の3月末まででしたから、第2弾で想定していなかったコロナ禍のものと、そして極めて深刻な公共交通を担ってもらふ事業者の問題、そういったものが文言に入りました。前述、この第2弾の計画の中の文言の一部を紹介させていただきたいのですけれども、ちょっと長いので、端折ってお知らせしますけれども、御存じかもしれませんが、文面の一部です。公共交通機関では需要が大幅に減少し、減収となる中でも運行便数を確保するという社会的需要の中、特に中小事業者を中心に事業の継続が危ぶまれる極めて深刻な経営悪化に陥っている。そして、全国の公共交通機関においては感染拡大以前の交通需要には戻らない可能性も予見されている。そして、従前より交通政策が目指してきたあらゆる地域であらゆる人々が自らの運転だけでなく、ニーズに対応した移動サービスを受用できる社会の

実現という使命は今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりこれまでになく重要度、緊急度が増しており、もはや逐次的、漸進的な改善では手後れとなるおそれがあると書かれていました。段階を追ってぽつぽつといくのではもう間に合わないのではないかと国が判断をしている。多分これから動きがあると思うのですけれども、今町長も状況見極めつつと答弁いただきましたので、そういった動向も見極めながら、うちの計画に欠けているのはコロナの部分と、その対策みたいなものは国はもう5月の時点で第2弾で示したのですけれども、そこが盛り込まれていないということと、ただでさえ危機的な状況にある事業者の赤字というか、そこが膨らむスピードが増しているということ、そこら辺をどう捉えているか、見解を再度お願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろんコロナ禍によって交通事業者が多大な打撃を受けているということで、国もその支援は非常に大事だというふうに言っているわけです。先ほど余市町の場合はコロナの支援の視点が抜けているのではないかとのご指摘ですが、そういうことはなくて、さきにも補正予算をつけさせていただきましたが、その中でも交通事業者の支援、手厚く予算つけておりますし、それは国からもこのコロナの予算を使って交通事業者を手厚く支援するようというふうな方針も示されているわけです。いずれにしても、公共交通は地域の足として非常に重要なので、この点はコロナの状況ですとか需要もきちんと見極めつつ引き続きやっていくということでもあります。

○17番（土屋美奈子君） 支援をしているのも一つ、例えば目指すものというのは多分民間の事業者に公共の部分の担ってもらいますよということなのだと思う。公共を担ってもらうから、赤字でも撤退とか減便とか、そういったことをしな

いようにしてくださいね、そのために自治体は支援しますよ、そして地域住民もマイカーではなく、なるべく公共交通を使うようにして、そしてそのことによってCO₂削減なんかにもつながっていきますよ、事業者も運営をしていきますよということなのだと思います。今のきつい、つらい状況を支援するということもあるのでしょうかけれども、地域で支える仕組みの構築を一刻も早くしてあげないというふうに私は思うのです。そして、多分町民の要望の中でもこれに対してはすごく大きなものがあるというふうに思っています。計画が昨年からはじめて、5年間の計画だから、あと今年も入れて4年、そうしたら今の高齢者は4年間構築されるまでちょっと長いというのが実情なのではないかなというふうに思います。70を超えて、80を超えて4年間待つというのはとても長く感じているのではないかな、町民の願いでもあるのかなというふうに思います。例えばバス待ちの進捗状況聞きましても、バス待ちの協力施設なんか、確保なんか最後の年くらいにやることになっているけれども、これの計画だって全体像ができてから協力施設を探していくのだろうけれども、その間に冬に買物をして待っている高齢者、車を運転しない高齢者の雪よけを、待てる場所くらいとか、そういったことはできるのではないのかなというふうに思うのです。まず、バス停で雨、風、雪をよけて待ってられるようなところがないところが多いので、全部にではなくてもいいのだけれども、大きなスーパーがある近くだとか、そういったところは急いでできないのかなというふうに思います。例えばスーパーの中に椅子を置いてという場所があるから、そこにステッカー、本町でステッカー作るのだと思うのだけれども、計画にはあったけれども、ああいうステッカーを貼ってやるくらい1年、2年前倒しでいけるのではないのかなというふうに私は思うのです。多分町民の高齢になった人にしては切なる願いなので

はないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。ちょっと見解をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

バス待ち施設については、先ほども申し上げたとおり、循環線の実証が始まってから各店舗に協力を仰ぎたいと思っております。そのほかの店などが無いところについては、適宜状況見つつ判断するということになるかと思っております。私も幼少期の頃振り返ってみますと、雨風の中バスを待っていたということもありますので、その当時は特にそんな施設とかなかったから、皆さん昔の人は苦労しているか分からないですけれども、そういう中で待っていたということもあるので、ちょっと状況見つつやっていきたいなと思っております。

○17番（土屋美奈子君） 状況見つつということだったので、よろしく、そこら辺状況見て進めていただきたいなと思っております。基本的に地域公共交通の活性化の協議会が入っているので、民意は入った計画でありますから、細かいところではないのだけれども、でも私たちも町民の声を受けていて、これは切望されている問題なのではないかなというふうに思うので、しっかりと状況見ながらやっていただきたいというふうに思っております。そして、今答弁いただきました、状況見ながらと言ったので、計画の中身見ますと評価なんか5年後に実施と書いてあったし、そうではなくて、異常事態というか、想定していなかった事態が起きているので、そこら辺も頭に入れていただきたいなというふうに思っております。

高齢者向け、小中学生のモビリティーマネジメントの状況を聞きました。町広報に掲載をしたと。そして、教材なんかを利用して子供たちとは、小中学生向けには実施をしていくということでした。これ高齢者向けと小中学生向けのマネジメントのみと考えるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に

答弁させていただきたいと思います。

今モビリティーマネジメント、いわば広報活動だということなのですけれども、基本的には高齢者と小中学生向けのパンフレットなどで啓発活動を行っていくということであります。

○17番（土屋美奈子君） 視点を地球温暖化だとかCO₂削減というところに当てれば、高齢者とお子さん、子供だけではなく、町内全体で支えるという仕組みが必要なのではないのかなというふうに思うのです。その方向で国全体が仕組みを変えていこうというふうに行っていると。私は国のほうの計画を見てそういうふうにとったのですけれども、本町も社会の仕組みというか、全体的に、地球温暖化という問題もきっと絡んできているのではないのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

公共交通全体の話ですけれども、それはもちろん乗る人が多ければ利益も上がるわけなので、それがいいにこしたことはないですけれども、皆さん乗られていないではないですか。ですから、免許のない方とか中高生は乗らざるを得ないけれども、それ以外の層ももちろん乗っていただきたいことは必要ですけれども、現実問題としてなかなか、皆さん車で移動されることが多いから、広報活動でどうこうなるという問題では、なかなかそう簡単にいかないと思います。逆にいいアイデアがあれば、どんどんお知らせさせていただきたいと思います。

○17番（土屋美奈子君） そうだとは思わなかったもので、だから地域全体の上位計画があって、そういった中でまちづくり全てに関わってこのCO₂削減という方向に向かう中の交通政策だと私は取っていたので、ちょっと私と捉えが違うのかなというふうに思います。自分でももちろん国のいろいろな計画を見て、これはゆるくないなと思

ました。私だって車があればバス乗ろうとしませんもの。まず車とってしまうし、それをなるべく公共交通機関を使いましょうよというふうに引っ張っていただくというのがこの計画だと思っていたのです。それで、いろいろなところでいろいろなセミナーだったり、各自治体でもう既に喫緊の課題だから、やっているけれども、そういったところを見ると、どうやって引っ張るかというアイデアがたくさんあるのです。例えばバスのアナウンスを声優さんに頼んでみるとか、バスカードとかコミュニティバスを使った観光客の移動だとか動画配信だとか、車内で歴史を案内をしてみるとか、例えばバスを待っているところにQRコード一本置いて、周辺の写真のスポットの情報だとか観光とコミュニティバスを見つけるようなアイデアを各自治体がいろいろ議論をして、町民を巻き込んで、こんなのがあったらみんな使うよねという政策打ち出している。多分それをやらないと地域社会が高齢化と人口減少といろいろなもので立ち行かなくなってしまうという視点の中でやっているのだと思うのです。だから、今私は町長と見解がちょっと違ったので、これはゆるくないなと思ったけれども、取りあえず本町は高齢者向け、車を、免許を返納した方向けの計画、そしてまた車免許を持っていない子供たちという捉えでよいのか、再度お願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

モビリティーマネジメントは高齢者と中高生ですけれども、公共交通全体に関してはもちろん全体、地域の話であります。他方で、なかなか公共交通に、車乗っている人、乗り換えてくださいというのも難しいですよねというのは当然の話ですので、その点はなかなか妙案が見つからないというのが各自治体の話だと思います。声優がアナウンスしたり、いろいろな画像流したりで乗降客数増えればそんな楽なものではなくて、それで増える

のならみんなやっているわけであって、それでも達成できないのがやはり公共交通の維持なので、その点は様々なアイデアがあればこちらに教えていただきたいですし、今後も考えていきたいと思っております。

○17番（土屋美奈子君） 少し私もアイデアというか、いろいろな自治体で議論されている中身の案をちょっと言ったのだけれども、アイデア次第なのだと思います。そしてまた、小中学生とか高齢者向けにマネジメントをするときにこちらからこういうふうにしますというスタイルだけではなくて、案を聞いてみるのもいいのかもしれない。思いもしない面白い案が子供たちから出るかもしれないし、大人の頭では考えられないようなものもあるかもしれないし、そういった方向で探っただきたいと思います。案はすごくたくさんいろいろな町で考えられていて、もう情報として出ているのです。それをもしかしたらいいものもあるかもしれないから、探っただきたいなというふうに思います。そしてまた、町長、そういう案の発想するのにたけていると思うので、うちの町のいい形を探っただきたいなと。難しいと言わないで、やっていただきたいなというふうに思います。最後に、全体を通して見解をお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 17番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

全体を通してということなので、公共交通、もちろんコロナ禍によって非常に打撃を受けていて、路線の撤退、縮小の危機にも瀕しているということで、地方自治体としては地域の重要な交通手段を確保するという観点から様々な予算措置含めて支援を行っているということでもあります。そのほかにも先ほど来議論になっているモビリティーマネジメントですとかによって啓発活動行きますし、全体の足の問題なので、町民一人一人考えていただきたいということはもちろん必要

なので、今後も様々なアイデアを模索しながら全体を残すためにやっていきたいとは思っています。

○議長（中井寿夫君） 土屋議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位6番、議席番号10番、彫谷議員の発言を許します。

○10番（彫谷吉英君） 第3回定例会において次の質問をします。町長には分かりやすい答弁をお願いします。

町営斎場建設について。斎場は人生最後の避けて通れないお世話になる場所であり、社会生活に影響の少ないところを選ぶべきですが、以下伺います。

現在の斎場建設に至った経過をお知らせください。また、設備の老齢化が見られ、補修、改修が必要となったのはいつ頃か。その間改築の検討をされたことがなかったのか。

2番、今回の現在位置での改築の計画の経過を説明してください。現在の位置にした事前調査はコンサルティング会社か、または庁舎内担当部署の土木建築の専門家が関わったのか、具体的に説明してください。

3番、現在地を諦め、新候補地の調査が必要と考えられるが、コンサルティング任せの手法は考え直したほうがよいと考えられるが、住民ともっと話し合いをしたほうがいいのではないかと思います。ご見解を伺います。

よろしく申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の質問に

答弁します。

1点目の現在の斎場建設の経過等につきましては、昭和48年に現斎場を供用開始し、約40年が経過した平成24年以降建て替えについて検討を始め、平成28年度に町営斎場建替基本計画を策定し、建て替えに着手してきたところです。この間使用劣化から随時補修に努めています。

2点目の現在位置での改築計画の経過に関する質問ですが、平成28年度に基本計画の策定をコンサルタント会社に業務委託し、現在地での建て替えが最適であるとの評価を受け、行政側で検討を重ね、現在地での建て替えに至ったところです。

3点目の建設候補地に関する質問ですが、さきの余市町議会第4回臨時会において町営斎場建替事業適地選定委託料の補正予算の議決をいただき、現在地を含め適地に関する専門家の評価を参考に町営斎場建替事業について進めてまいります。

○10番（彫谷吉英君） 平成28年に建設事業の基本計画がつけられて、現在、30年にのり面工事と令和元年4月に建設工事に着手して、工事中断と、こういうふうになっているわけですが、この間4億円以上も使って、現火葬場の失敗の責任は発注者の当時の町長とコンサルティングの不十分な調査だったと言えるが、その責任を取ったかお答えください。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

現在の斎場が建設始まって、まだできていないことに関しては、昨年何度も、私自身が最高責任者ですから、その点はおわびを申し上げるというふうに伝えているとおりであります。

○10番（彫谷吉英君） 新しい町営斎場の土地について余市に住み、役場に長くいらっしゃる担当者は町長に対してどういうアドバイスを受けましたか。ちょっとお聞きします。長年の役場の職員の方です。どういうアドバイスを受けておられる

のか。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

どなたのこと言っているかちょっと分からないですけれども、アドバイスというか、状況はいろいろと聞いてはいますけれども、アドバイスということは特段ありません。

○10番（彫谷吉英君） 町有地の建設場所について、どこに建てようとしているのでしょうか。お聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の質問に答弁します。

これからの話で、今回委託料の、前回補正、議決いただいた件だと思いますけれども、その点はこれから、さきにも述べさせていただきましたとおり、適地選定を専門家の評価も交えつつ行うということです。

○10番（彫谷吉英君） 私の考えでは、場所は豊丘、それから白岩の焼却炉の跡地、協会病院跡地等、いろいろとあると思うのです。それで、協会病院跡地のこういう密集した地域に建てるということは、最新の焼却炉は煙も臭いも出ないようにしていると聞いております。東京でも都会のど真ん中に区の斎場があります。

町営斎場の進め方について提案します。住民アンケートを求め、議論をオープンにして、基本から練り直すことを提案します。これは、何でもコンサル任せでは、過去に失敗した例があるように、要するに地滑り、それに水の、湧き水等、こういうふうにはコンサルが何でも万能ではないということを考えて、住民のアンケートを求めることを提案します。町民のニーズに合った質の高いサービスを提供することが必要であります。こういう観点からいかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

日頃から町営斎場に関しては関係者とも意見交

換なり意見の集約を図っているわけであります。適地に関しては、先ほど申し上げたとおり、専門家の評価を参考に適地選定を進めてまいるということであります。

○議長（中井寿夫君） 彫谷議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位7番、議席番号8番、白川議員の発言を許します。

○8番（白川栄美子君） 令和3年第3回定例会に当たり、さきに通告の1件について質問いたします。

町立保育所の土曜保育について伺います。本町では、月に1度大川保育所と中央保育所で土曜保育を交互に行っております。以前より保育所を利用されてきた方、また、現在利用されている親の声非常に送迎に不便を感じていることを聞いております。以下、伺います。

①、月に1度の土曜保育を交互にした理由について伺います。

②、現在保育士はそれぞれの保育所に何名いて、入所児童はそれぞれ何名いるか伺います。

③、月に1度ではあるが、交互に行う土曜保育の見直しは考えられないものなのか、見解をお伺いいたします。

以上1件、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁します。

1点目の土曜保育を交互にした理由についてですが、町立保育所の土曜保育につきましては当初各保育所において午前みの保育として実施して

おりましたが、保育サービスの充実を図るため平成17年度から保育時間を一日にして、現在は利用希望者の動向等を踏まえながら施設管理体制や職員の勤務体制等を考慮し、大川保育所と中央保育所が月替わりで実施しております。

2点目の保育士数と入所児童数についてですが、大川保育所は常勤保育士11名、入所児童47名、中央保育所は常勤保育士9名、入所児童42名となっております。

3点目の土曜保育の見直しについてですが、令和2年度における土曜保育の利用状況は1回当たり平均27人程度の利用となっております、今後も利用者数の動向、意見、要望等を把握しながら土曜保育の実施に努めます。

○8番（白川栄美子君） 今町長よりご答弁いただきました。土曜保育を交互にした理由として、確かにそのときの保育所におかれる状況や、また預かる親の声なども考えて、半日から一日に変わり、また保育士さんの働く環境とか時間、そんなのも考慮した中での土曜保育だったのかなと思っておりますので、これは本当に仕方ないことかなと思っております。ただ、しかし実際に土曜保育を行っていく上で月替わりになったことで不便を感じていた親の声というのをどのように捉えていたか、聞いていたのかどうか伺っておきたいと思ひます。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

親の声ということですが、もちろん土曜保育が半日から一日に延びることで利便性が向上したという声は聞いておりますし、皆さん送迎は車ですることが多いので、もちろん人繰りの関係で交互にやっておりますが、その点に関しては特段不便という声は現場としては入ってきません。

○8番（白川栄美子君） 現場には聞こえてきていないという答弁だったので、親が保

育所選ぶときにはまず送り迎えに便利のよいところ選ぶわけなのですけれども、時には子供の年齢によって預ける保育所に思うように入れない場合もあります。ほとんどが送り迎えに便利なところに入所していると思っております。そうした中に送り迎えに慣れた環境の中で仕事にも迷惑かけないで、本当に勤めに行くという状況が続いているのかなと思っております。ただ、私が聞く限り、困って声を上げる人というのはどちらかというと弱い立場の方、これは母子家庭の方や、それから車を持っていない方、家族、家庭、または親の仕事の関係でおじいちゃん、おばあちゃんに送り迎えを頼んでいる方、こういった方が月替わりに場所が変わることでタクシー利用するというのも聞いたことありました。また、親の立場であれば、仕事に迷惑をかけられないからタクシーで行くという話も聞いたことありました。そういった声は少ないかもしれませんが、現実にあったということを行行政としてしっかり受け止めていただきながら今後につなげていただきたいなと思うのですけれども、考え方をお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

さきに申し上げましたとおり、利用者からの意見、要望等把握しながら今後も土曜保育を充実したものにしていきたいと思っております。

○8番（白川栄美子君） 分かりました。

先ほど2番目のところで保育士の人数というのを聞きました。保育士の人数は大川町が11名、中央が9名ということなのです。それから、入所児童の人数の中でちょっと未満児の人数というのがどのぐらいいるのかなということ知りたかったのですけれども、取りあえず全部含めた中で大川保育所が47名、それと中央が42名という答弁だったかなと思うのです。保育士の人数と入所児童の人数と伺ったわけなのですけれども、通常の保育士を、保育をしていく上で未満児を受け入れた場

合に保育士の対応というのはどのようになっているのか。また、土曜保育を利用する上で子供の数は通常と比べてどうなのか。多いのか少ないのか、そのところも伺っておきたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時16分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、白川議員への答弁を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） 答弁調整の時間をいただきましてありがとうございます。

未満児の人数ということでしたが、大川保育所に関しては30名、中央保育所に関しては24名です。そのうち土曜保育を行っている子については、今回延べ人数で出しているの、ちょっと手元には、調べないと分からないという状況でございます。ちなみに、職員についてはゼロ歳児は3人に1人、1歳児、2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人という保育士の人数が必要になっているということでございます。

○8番（白川栄美子君） それで、保育士の対応というのは大丈夫なんでしょうか。満度に対応されていると思っていいのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

もちろん基準どおりにやっております、町営の保育所ですので、基準、離れたりとかな変なことはもちろん、そういうことはない、もちろん大丈夫ということでございます。

○8番（白川栄美子君） 分かりました。

先ほどの町長の答弁の中に今まで、不便を来しているよという質問の中で意見や要望などは来ていないよというお話答弁されていたと思うのですけれども、実際に親というのはやっぱり預ける立

場なので、言えないのです。だから、きっと私たちに言ってくるのかなと思うので、私たちが聞いたことを伝えるわけですから、そこは真摯に受け止めながらやっぱり今後につなげていただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、さっき今後の土曜保育の見直しについては1回27名の利用があるから、このまま続けていくよという理解をしたのですけれども、それでいいのだろうか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

これに関してはもちろん職員、人繰りの関係があるから、今のように交互にやっているということでもあります。当面は人繰りの問題がありますので、急激に変えるということとはなかなか難しい問題ではありますが、もちろん様々な意見、要望を把握しながら充実したものとなるように適宜考えていくということでございます。

○8番（白川栄美子君） 分かりました。

最後になりますけれども、今後少子化が進むと考えると、町立の保育所を1か所にして、安心して子供を預けられるような保育の体制をこれからは考えていくべきなのかなと思っております。充実した保育運営をすることで、親もここしかないとすれば多少いろいろなことがあっても頑張って送り迎えするだろうし、子供も不安にならないで日々過ごせるのかなと思っております。そういうことを踏まえた中で、今後の子育てで支援に力を入れている町長でありますので、保育の体制、また今後の在り方について町長の思いがあればお聞かせください。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

保育所の統合などの話もありますが、今後の人口減少ですとか公共施設の、保育所も非常に古くなっておりますし、施設全体の見直し、今総合計画でもやっていますけれども、様々な公共施設を

統合なりしていかなければ、今後町がもっていかないというような事情もありますので、もちろん統合も視野に入れて、一つの場所でやるということも将来的には考えるべき話だというふうに思っていますので、施設の統合も含めながら充実した保育になるように考えていくということでございます。

○議長（中井寿夫君） 白川議員の発言が終わりました。

各会派代表者会議、諸会議の開催、さらに昼食を含め午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午後1時30分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位8番、議席番号15番、中谷議員の発言を許します。

○15番（中谷栄利君） 私は、今定例会に1件質問しております。理事者においては、要を得た答弁をお願いいたします。

函館本線並行在来線小樽長万部間の存続について。年内にも函館本線並行在来線小樽長万部間の存亡について結論が出されようとしています。国と北海道の交通政策としての責任を明確にせず、沿線自治体に押しつけています。北海道の経済の発展には鉄道の存続は欠かせないものであり、都市部と地方を結ぶ重要な役割があります。また、異常気象打開のためCO₂削減が叫ばれている今、鉄道をなくせばバス転換、自家用車を利用促進させることになり、CO₂削減に逆行します。さらに、当初の北海道新幹線開業効果と建設費用を根拠にしている着工5条件は破綻しており、トンネルの残土処理の未確保、ヒ素などの要対策土問題があります。青函トンネルの維持費負担、新幹線建設費用の高騰もあり、道民への負担がどう

なるのか、新幹線札幌延伸開業後の交通体系がどうなるのか明らかになっていません。このままでは、住民生活に大きく影響を及ぼします。北海道新幹線札幌延伸工事は停止し、並行在来線をはじめとした鉄道の価値を見直し、存続と有効活用のために協議すべきではないでしょうか。町長の見解を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁します。

北海道新幹線の札幌延伸については既定事項と捉えており、並行在来線の協議においてもこれまでどおり北海道新幹線並行在来線対策協議会の中で継続して協議をしております。

○15番（中谷栄利君） 毎回質問しているのですが、今回ざっくりした答弁で、さらに拍車がかかっているのではないかと感想を述べさせていただきます。

今大切な問題、この問題をなぜ継続して発言しているか、質問しているかということをも最初に述べさせていただきます。要は沿線自治体の首長で、経営分離を根拠に北海道が示す三セクの場合、バス転換をやった場合などの費用効果、そういったものを示して、全く出口の見えないものに閉じ込めて、議論を進めている。そういった中でこの年内、あるいは今年度中に函館本線小樽長万部間、今後山線と発言させていただきますが、この存亡について問われている。そのことを沿線自治体の首長に押しつけられている問題として私は考えておりますので、あえて一般質問させていただきます。対策協議会で議論しているのは百も承知。しかし、問題は並行在来線、山線がなくなる、そういった問題について費用効果を根拠に議論している問題、果たしてそれだけで十分なのか。一般質問の1問目にもありますように、国と北海道の交通政策、中でも鉄道政策について一言も述べられていないし、また私もこれまで述べてきたように、国の分割民営化の失政の問題についても何ら

説明、反省の弁がない、そういった今日の課題があります。本来、今でも世界各国の例を見れば、鉄道は一応民営化したものの、昨今のイギリスでもあるように、国営に、公営に戻す、そういった例があります。それは、国としてもその地域住民の生活のためにも公営として戻すことが有意義であるから、その問題に取っています。今北海道もいろいろな、北海道後志公共交通活性化協議会など沿線自治体から予算を出させて、計画案を練らせて、そして年内にもその計画をまとめるような取組を行っています。その中でも言われているのは、高齢化するドライバーの免許の問題、あるいは北海道の物流の問題、そして国のほうでも言っているCO₂削減の問題、このCO₂削減の問題については御存じのように国連、あるいは科学者の中でも2030年までには45%、2050年にはゼロにしなければならない、これは待ったなしの課題だということを行っています。そういった中でこの問題に、新幹線開業で鉄道の価値を十分議論もなく、費用対効果で鉄道を剥がせば、なくなった鉄路は元に戻りません。その一方で、ガソリンなどに頼る車や細切れになったバス会社によって後に継続してバス運行が可能なのかどうかも問われるような状況になり、沿線自治体の住民の生活はがたがたになります。また、国としても北海道としても抱えるCO₂の削減の問題、各地域、町村の町の発展、やっぱり農産物を軸とした物流、それを支える大きな鉄道の役割、このことが今大切な問題ではないでしょうか。そのことをこの並行在来線対策協議会の中で恐らく議論はされていると思いますが、住民の中にはなかなか見えてこない。むしろ費用対効果で、JR北海道は赤字を抱えていて、このままでは経営が難しい、そういった議論に先走っていて、肝腎な鉄道の価値の議論がされていない。そういった中で議論が進んでいることに対していかがなものかということで町長の見解を伺っている次第です。この北海道の経済のこと

を考えれば、物流のことあえて言いましたが、この山線に対して貨物を通すことによって何らかの打開策も見いだせるでしょうし、国や北海道の交通体系としての鉄道に対する政策の責任、それを求めることによって補助金等へのいろいろな考え方、あるいはJR北海道に民営化した問題について考え直してもらうほうが一番いいのですが、なかなかそこまで至らないにしても鉄道としての価値をCO₂削減、今ドライバーの働き方改革、バス運転手の問題、なかなか免許を申請する人も減っている中で、鉄道の役割というのはそういった人たちをカバーする、住民の交通をカバーする意味でも非常に期待されているところあります。沿線自治体で各駅を中心とした交通体系を構築していく中で、もっと利用されやすい鉄道にしていく、そういった打開策もあるのではないのでしょうか。そういった議論が一体どのようなになっているのか、その辺が曖昧な中でこの問題が、存亡について言われています。

前後しましたが、トンネル工事の要対策土の問題や費用対効果の問題、また今JR北海道が特にやっていることですが、新幹線札幌延伸開業になったときの交通体系を最初から明らかにしないで、小出しにして、都会と地方との分断、そして並行在来線とそうでない在来線の分断、そういった議論をあえて分断させて進めている。この問題、あえて言えば、札幌延伸開業になれば新幹線に乗りするための問題について促進するためにあらゆる交通がそこに集中していくようになると思います。そういった問題をそのまま放置して、いざ蓋を開けたりすれば一体どうなるのか。新幹線の駅があるけれども、果たして止まるのかどうか。私は、新函館北斗駅も見てきました。新幹線駅ができるからといって駅前工事をやって、そして商業施設もビルもありました。しかし、新函館北斗駅は駅周辺はがらんとしている状況で、タクシーもまばらな状況です。そういったことが各新幹線駅

に共通する問題になってくるのではないかなと思います。そういったことを踏まえてやはり鉄道の価値について改めて見直し、国の政策のCO₂の削減の問題、働き方改革、ドライバー不足の問題、高齢者の免許返納の問題、いろいろなことを北海道も今計画つくって、重点政策だとかやっていますけれども、アリバイ的な対応でしかない。むしろ新幹線開業に旗を振っている北海道がそのことに対して冷静に判断していないのが現状ではないかなと思います。そこに沿線自治体の首長が住民に説明して、この判断を求めなければならない、そういった矢面に立たされているという状況にあるから、あえてこの質問をしております。町長の見解を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、並行在来線に関しましては経営分離するというところでもう既定事項で、サインをしているわけです。他方で、その扱いについてどうなるかについては、対策協議会の中で各沿線の首長が意見を求められているわけです。中谷議員がおっしゃるとおり、各首長が矢面になってということで気を遣ってくださっていると思うのですが、その点に関してはありがたいと思っています。私に関しては、もちろん何度も説明しているとおおり、物流、非常に重要だということは特別委員会でも言っていますし、鉄道を軽視しているというわけではなくて、むしろ守る立場にいるわけです。他方で、この議論に関しては、新幹線全体の話に関しては国の議論でされるべきであって、私としては余市町長の立場から余市の利益をどう守るかということでやっているわけです。大きい議論に関しましては私の権限外ということで、ここでは余市町長の立場としてはもちろん余市町のために利益を守るために動くということに尽きますけれども、新幹線全体の大きな話は国でしていただくべき話だというふうに

は認識しています。

○15番（中谷栄利君） 最後のあれは、新幹線とか国政の問題については国政の場で議論してもらいたいというこれまでの答弁だったと思います。しかし、そういうことで逃げられないです、町長。経営分離に同意して判こ押しているからといってこの12月、あるいは来年の1月までに住民説明会、議会の説明会もさらにやる中で、山線の問題について鉄道をどうするのか。今多くの在来線抱えている沿線自治体はこの北海道全体の中でも矢面に立たされるところありますが、やはり住民の足として北海道の物流、経済のためにも鉄道は大切なのだと国の責任、道の責任、それを問いただして、オール北海道でこの問題についてやっていき、国の鉄道政策の見直しを求める。民営化したからといってその問題を民間に丸投げして、知らないふりはできない。早い話100%株主で国がやっているわけで、鉄道政策のこの間のいろいろな問題点はありますけれども、北海道でこの問題を、一度鉄路剥がしてしまえば函館本線についても北海道の経済にとっても大きな打撃になる。この問題は慎重に考えなければならない。国政の場でということではなくて、並行在来線の対策協議会の中でこの問題について国政の場でも議論してもらいたいという話をしたという話もありましたが、そこだけにとどまらず、国に対し、道に対して、今述べましたけれども、北海道後志地域公共交通対策協議会、あるいは北海道の交通の重点政策、2021年から5か年計画が出ていますが、そういったものの中で鉄道の役割、地域と都市の役割、そういったことが関わる中でこの函館本線、一体どういうふうを考えているのだ。経営分離に同意しているからではなくて、この問題を明確にしないと判断できないような内容に、むしろ経営分離の同意を撤回して、この問題について沿線首長としても意思表示して、マスコミに記者会見するなどしてやる、それが本当の姿でないかと私は思います。先ほど

最初にありました経営分離に同意しているからという話で、全てがそこから始まっていますが、経営分離の条件として着工5条件がありますけれども、最初に言ったとおり、その着工5条件というのは新幹線の開業当初の効果は一体どうなのか、費用対効果はどうなのか、そして工事に当たっての残土の処理は一体どうなっているのか、その辺の全てが曖昧で、残土の問題について要対策土出て、無対策土で申請して、対応していたが、実際にその土がどうなのか調べ上げたらヒ素が出た黒松内町の話もありますし、道南でもあります。そういった話をそのまま放置して、自然破壊を許しているのか。こういった大きな問題もはらんでいるわけですから、北海道の、今沿線自治体で住民との話合いもあるわけですので、こういったいろいろな問題が今まさに議論されているところで、あちこちで。ぜひその辺を明確にしながら、新幹線の工事については一度踏み立って鉄道の価値を見直し、国の政策のCO₂削減問題についても鉄道の価値、果たす役割、この地域にとってやはり鉄道は大切なのだ、そういった考え方に立つ自治体も、声を上げる自治体もいます。余市まで残ればいいというのは、むしろそれはオール北海道、山線をつなげて、その価値を見いだして闘おうとするところの分断にしかならないと思います。余市までということ考えてくれるのはありがたいと思います。しかし、そこだけにとどまらず、北海道の経済、これからの町の発展、お互いに全道各地とつながっているからこそ北海道、そしてこの余市の発展があると思います。札幌だけが余市の交通相手ではないと思いますので、むしろその後ろになる倶知安方面だとかも含めての鉄道の問題もやはりつながることの価値を見いだしていっていただきたいなと思いますから、そういう立場に立ってもらいたいと思っておりますので、質問しておるわけです。そのこと踏まえて、再度答弁求めます。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

私も鉄道の重要性、物流の重要性については、何度も言っているとおり、必要だというふうに思っているわけで、別に逃げているわけではなくて、むしろ攻めているほうだと思うのですけれども、そういう観点からすると余市小樽間だけを切り離して個別協議にしたというのは一定の成果だというふうに思っていますし、鉄道の重要性に関しては、何度も申し上げているとおおり、それは必要だという重要性については認識していると。他方で、余市町長の権限としてできることとできないことがあるわけですから、そこは私も権限の範囲外ということではなかなかできないものなので、それは別の次元の場で議論してほしいということに尽きるかというふうに思います。

○15番（中谷栄利君） 簡単に話しますけれども、別の次元でという議論ではないです。これからの高齢化する沿線自治体で生活する人たち、そしてなおかつ昨今の異常気象の問題もあって、CO₂削減の問題が命題になっている今、一体どうやってCO₂削減するのだ、その辺が重要な議論になってくると思います。それは別な次元でというよりも、むしろこの余市町からそういった問題を発信して、アピールすることが今重要ではないでしょうか。それを別な次元だということで投げていること自体が逃げているということです。ちゃんと鉄道の価値、そういった役割を見いだす中で地域住民の発展、北海道全体の発展のためにも地域公共交通としての鉄道の役割を見いだす、そういった立場に立っていただきたいと思います。答弁あればお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

地域住民の足としての鉄道の重要性は必要だというふうに何度も言っておりまして、質問が全部1問目と同じ質問なので、私もいつも同じ答弁に

なるのですけれども、いずれにせよ私としては足としては必要だというふうに思っているのです、その点余市町長の権限の範囲内でできることをやっているということでもあります。

○議長（中井寿夫君） 中谷議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時10分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位9番、議席番号13番、安久議員の発言を許します。

○13番（安久莊一郎君） 第3回定例会に当たり、1件の質問をいたします。

建設アスベスト被害について。建設資材に含まれたアスベスト、石綿を吸い込み、肺がんや中皮腫などの深刻な健康被害が各地で続発し、被害を受けた元建設作業員や遺族1,200人以上が国と建材メーカーを訴えた建設アスベスト訴訟が2008年から始まりました。そのうちの東京、神奈川、京都、大阪の4つのアスベスト訴訟について今年の5月17日、最高裁として初めての判断が示されました。原告団の女性の一人は、私一人だけでも発症すると大変なのに夫と期待していた息子までアスベストに持っていかれた。27年間保護をしないで現場と一緒に働いているから、アスベストを吸い込んで、胸膜プラークが出ている。夫と息子の尋常でない苦しみを目の当たりにしているのです。自分はそうなりたくないし、その前に死ねたらいいなどの思いを持って闘ってきたと語っています。最高裁の判決では、国が昭和50年にはアスベストを含む建材について肺がんや中皮腫などの重篤な疾患を発症する危険があることを示すよう指導監督すべきだった、防じんマスクなどの保護具

を使用させることを事業者に義務づけるべきだったなどと判断し、違法な状態は1975年から2004年まで継続したとしました。そして、アスベストの危険性を認識できた1975年からアスベストの建材使用や製造を原則禁止した2004年までの賠償責任を問えるとししました。弁護士たちは、基本的に勝利した、13年にわたる闘いで大きな前進を勝ち取ったと評価しています。この判決を受け、菅首相は首相として責任を痛感し、政府を代表して心よりおわび申し上げると原告団、弁護団に面会し、謝罪しました。しかし、2004年以降も全国で改修、解体工事は続けられており、被害者が発生しないとも限りません。大気汚染防止法が改正され、アスベスト飛散防止対策が取られたのは今年の4月からです。そこで、町長に伺います。

1、本町の公共施設でのアスベスト建材の使用の実態とその対策について。

2、アスベスト粉じん発生の状況を知るには、粉じん測定が必要です。本町での粉じん測定の実施について。

3、5月17日のアスベスト被害についての最高裁判決をどのように受け止められているのか。アスベストが使用された建物の解体は、2030年にピークを迎えると言われています。住民の命と健康を守るため考えられている方策について。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁します。

1点目の本町の公共施設でのアスベスト建材の使用の実態とその対策についてですが、本町の公共施設については平成17年度及び基準改正後の平成20年度に調査を行い、対策を講じております。また、公共施設のうち学校施設に関しましては調査を実施した結果、小学校2校、中学校2校の暖房、給湯用のボイラーに付随する煙突用断熱材にアスベストが含有されていることが判明し、小学校については令和元年度に除去工事を実施しております。その他3校については、年2回煙突周辺

の空気中に含まれるアスベスト含有量を測定調査し、飛散していないことを確認しております。なお、公共施設の改修工事等につきましては、本年4月1日に施行されました大気汚染防止法の一部改正に基づき取り進めております。

2点目のアスベスト粉じん発生の状況を知るための測定の実施についての質問ですが、今回の大気汚染防止法の改正はアスベストを使用している建材等の事前調査を行うことが改正内容であり、粉じん測定を求められているものではなく、本町としても測定を実施する考えはありません。

3点目のアスベスト被害についての最高裁判決をどのように受け止めているかの質問ですが、本町が最高裁の判決に対しコメントする立場にありません。また、アスベストを使用された今後の建物の解体に伴う住民の命と健康を守るための方策についてですが、大気汚染防止法の改正に伴い建物の解体及び改修等を行う際には事前にアスベストが含有している建材等を使用しているか調査を行うことが義務づけられていることから、アスベストを含有していれば適切な措置を講じてまいります。

○13番（安久莊一郎君） 本町では、学校の施設についての使用の調査というのが分かりました。公共施設のこのアスベスト対策、解体と修理についてはきちんとアスベストが飛散しないように、そういうことで取り組まれているし、今後も改修に当たってはそういう被害が出ないような対策はぜひ取ってもらいたいと思います。

ところで、民間の施設とか住宅等の改修、解体等も行われると思うのですが、これについてはどのような対策が取られているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁します。

この法律に関しては、民間も同じようにアスベストを解体する場合は調査するということになっています。

○13番（安久莊一郎君） 法律にのっって民間での場合も対策を取っているということでもいいですね。

それでは、やっぱり公共施設はきちんとやるということは大事だと思いますけれども、民間施設にもこれをぜひやっていくというのは大事だと思います。それで、2004年までということ、製造の禁止ということで、ここで歯止めがかけられたということなのですから、実際にはその後も、私述べましたように、アスベスト被害、これが進行しているのではないかとすることは厚生労働省などの調査報告でも出ております。ですから、この問題は判決が出て、そこで2004年までの被害については補償されたということで、被害を受けた方々は基本的にはよかったと思っているのですけれども、その後も被害が出てくるということで、それについてはちょっと後からも問題にしたいと思うのですけれども、それ以外で建設、アスベスト建材ではなくて、アスベストを使用した、工業製品等にアスベスト含有部品が使われているということが明らかになっております。これも厚生労働省が公表しているのですけれども、例えば去年の12月に厚生労働省の労働基準局でアスベストが含まれている製品が製造、販売されていることを、会社名と製品名も公表しております。それはどの製品かといいますと、バスマット、コースター、これを製造、販売していた大阪の会社です。指導監督をやっぱりしっかり行わなければこういうことは起こり得ると。この製品は、インターネット販売、雑貨店、百貨店などの一般店舗でも売られて、大阪貝塚市のふるさと納税返礼品にもなっていたということが明らかになりました。今年1月にも別の会社のバスマットにアスベストが含まれていたことが公表されております。それから、自動車部品のブレーキ関係のところにもこのアスベストが含有された部品があるということで、やっぱり我々はこのアスベスト被害について十分注意

しなければならない。それで、住民の健康と命を守る立場の町長にとってもこの辺は非常に敏感に考えて、慎重に対策を取ってもらいたいと思っていますところでは。

それで、2番目の粉じん測定については実施されていないということで、ただ今年の「広報よいち」の3月号に大気汚染防止法の改正についてというのが掲載されて、解体等の工事の事前調査結果報告というのが義務づけられております。そして、アスベストの飛散防止を徹底するというようにしております。この通知の対象となる町内の事業所の数、これは幾らあるのか。そして、これらの事業所の徹底というのは広報以外でどんな対策をされているのかをお願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

解体事業を行うのは町内業者のみならず、町外様々な業者が行うわけなので、数値に関してはこちらで把握することは困難ですけれども、そもそもこれ法律ですから、解体事業者は全てこの法律を守ってやらなければいけないということになっていますので、それは解体事業者は当然知っているものだというふうに認識しています。

○13番（安久莊一郎君） そういう住民の命と健康を守る法律というのがあるので、それをきちんと守らせて、命と健康を守るということをぜひやるべきだと思うので、その辺に、対策についてきちんとやってほしいということを申し上げたいと思っています。

それで、3番目の最高裁判決の受け止めですけれども、コメントできないということですが、やっぱり国の政策について最高裁がこのような判決を出したということは非常に重いことだと思うのです。首相自身も原告団、弁護団に謝罪をしているということです。このやっぱり重みというのは、まず感じてほしいと思うのです。感じてほしいというのか、それを、重みを受け止めて行

政に励んでいただきたいと思うのです。そこにありますように、2030年というのはアスベスト家屋の解体棟数のピークになると言われております。だから、このピークがもうすぐなのです、30年という。だから、余市でもそれはきちんと調査をもっとやっておけば、解体の際の対策というのが取らなければいけないということがよく分かると思うのです。だから、それをぜひつかんで、対策を取っていただきたいと思うのです。厚生労働省の資料によりますと、このアスベストですけれども、過去に約1,000万トン日本に輸入されているということです。その多くが建材に使われているということで、それで2030年に解体のピークが来るということですから、これは非常に大きな問題だと思うのです。もう既に、先ほどの裁判訴えた方もあるように、アスベスト暴露によって肺がんとか中皮腫という非常に重い病気がありまして、これで労災認定、これを認定された方が表でありますけれども、毎年1,000件前後、ずっと続いているのです。余市町では何人いるかというのが、そんなに多くないと思うのですけれども、まだこれから2030年を迎えて解体が進んでいくということになれば、被害者もどんどん増えていくのではないかなと思うのです。ですから、厚労省の資料によりますと2030年がピークで、2050年代まで解体棟数が続いていくとなっていますので、ぜひきちんとした事前調査なり、そういう対策を町として考えてもらいたいと思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁したいと思います。

何をおっしゃっているのでしょうか。我々はきちんと、先ほども申し上げましたとおり、法律に基づいて解体の際にはアスベスト含有建材を調査すると言っていますけれども、私の話お聞きになっていたでしょうか。ですから、きちんと町としては町の管轄の中で対応しているということであ

ります。

○13番（安久莊一郎君） だから、法律にのってやるというのは、これ非常に大切なことだと思います。それをぜひやってもらいたい。しかし、今まで、その前にも私言いましたように、必ずここから漏れてくる部分があるのです。だから、そこも注意して、これ一つでも漏れていたら非常に大きな被害を与えることとなります。ですから、そこら辺をきちんと慎重に対策を取ってもらいたいということです。前のクボタショックと言われる非常にアスベスト被害が問題になったところもありますので、その面で再度念を押してぜひアスベスト対策について取り組んでもらいたいということを訴えたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 安久議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、15日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時32分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 13番 安 久 莊 一 郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利